

## 三原市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づく外部公益通報への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 外部からの公益通報(法第2条第1項に規定する「公益通報」をいう。)のうち法第3条第2号に該当するもの(本市の条例又は規則の規定に違反する事実を含む。)をいう。

(2) 通報対象事実 次の各号のいずれかの事実をいう。

ア 法別表に定める法律(これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。)又は本市の条例若しくは規則に規定する罪の犯罪行為の事実若しくは過料の理由となる行為

イ 法別表に定める法律又は本市の条例若しくは規則の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)

(3) 処分等 法別表に定める法律その他の法令の規定に基づき、通報対象事実又は法令違反事実に対して行う処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。)及び勧告等(勧告、指導、助言その他処分に当たらない行為をいう。)をいう。

(4) 市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(5) 所管課 市の機関のうち、通報対象事実についての処分等に係る事務を所管する課(課に相当する室、事務局等を含む。)をいう。

(総括通報等責任者及び通報窓口の設置)

第3条 市に対してなされる通報への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 外部公益通報への円滑な対応を図るため、総務部総務課に通報受付のための窓口(以下「通報窓口」という。)を置く。

3 通報窓口の事務に従事する職員のうち通報対象事実に関して特別の利害関係を有するものは、当該事務に関与することができない。

(外部公益通報の受付等)

第4条 外部公益通報は、文書又は電子メールにより行うものとし、通報に係る事実を明確かつ具体的に記載するものとする。

2 外部公益通報は、原則として、氏名及び連絡先を明らかにして行わなければならない。ただし、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、匿名で行うことができる。

3 通報窓口は、受け付けた外部公益通報と認められる通報が、市の機関が処分等の権限を有するものであるときは、当該通報における通報対象事実についての調査を所管課へ依頼するとともに、所管課による調査の実施、結果の通知方法等について、通報者に連絡するものとする。

4 通報窓口は、受け付けた外部公益通報と認められる通報が、市の機関が処分等の権限を有しないものであるときは、通報者に対し、処分等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査の実施)

第5条 所管課は、前条第3項の規定による調査の依頼があったときは、通報者の秘密保持に配慮の上、速やかに、通報対象事実についての調査を行うものとする。

2 所管課の職員のうち通報対象事実に関して特別の利害関係を有するものは、当該通報対象事実についての調査に関与することができない。

3 所管課は、調査対象者その他の利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮の上、適宜、通報者に第1項の調査の進捗状況を報告するものとする。

4 所管課は、第1項の調査において、市の機関以外の行政機関が当該通報対象事実に対する処分等の権限を有することが明らかとなったときは、前条第4項の規定による教示を行わなければならない。

(調査結果の通知等)

第6条 所管課は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを確認したときは、当該通報を外部公益通報として受理し、調査結果及び是正のための措置の実施について、通報者に通知するものとする。

2 所管課は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていることを確認できなかったとき、又は通報対象事実について既に改善済みであったときは、その旨を通報者に通知するものとする。

(措置の実施)

第7条 所管課は、前条第1項の規定により通報を外部公益通報として受理したときは、法令に基づき通報対象事実に対する処分等を行う等、適切な措置を講じなければならない。

2 所管課は、前項の規定により処分等の措置を講じたときは、当該措置の内容について、被措置者その他の利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮の上、通報者に通知するものとする。

(対応概要の報告)

第8条 所管課は、第5条第4項の規定による教示を行い、又は第6条第2項若しくは前条第2項の規定による通知をすることにより外部公益通報への対応を完了したときは、通報窓口当該対応の概要を報告するものとする。

(匿名の外部公益通報に係る通知等の取扱い)

第9条 外部公益通報が匿名で行われた場合は、次に掲げる通報者への通知等を行うことは要しない。

(1) 第4条第3項に規定する通報者への連絡

(2) 第6条第1項又は第2項に規定する通報者への通知

(協力及び連携)

第10条 市の機関及び通報窓口は、市の機関以外の行政機関が実施する外部公益通報に基づく調査に対する協力の要請があったときは、正当な理由がある場合を除いては、当該要請に応じ、必要な協力を行うものとする。

2 複数の市の機関が関与する外部公益通報については、当該市の機関が連携して調査を行い、及び措置を講ずることにより、相互に協力して対応を行うものとする。この場合において、通報者への通知、通報窓口への対応概要の報告等の実施機関については、当該市の機関が協議により決定するものとする。

(情報の保護)

第11条 通報窓口及び所管課の職員は、通報者に関する情報、調査により取得した調査対象者その他の利害関係人に関する情報等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか外部公益通報への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。